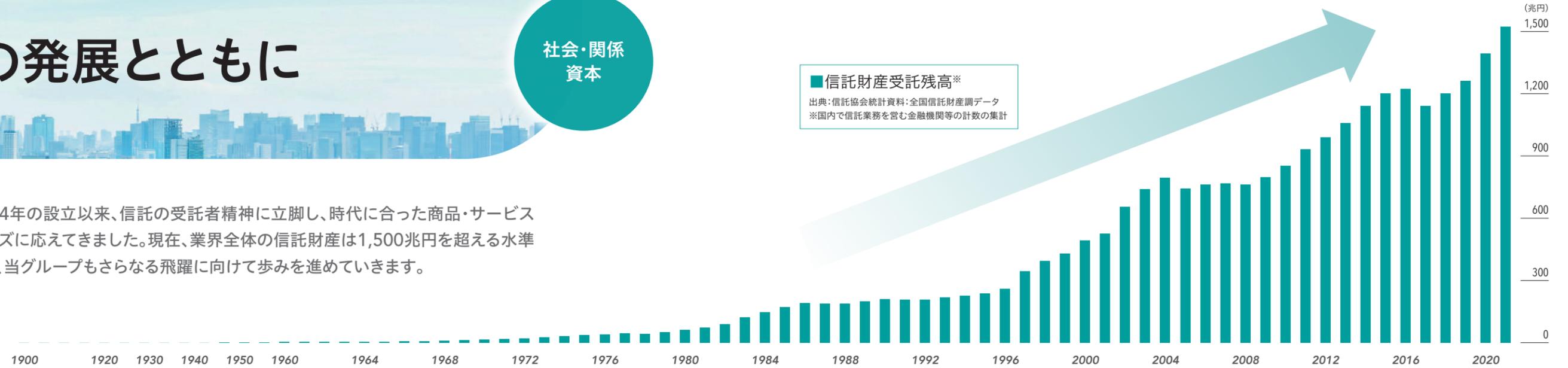


# 信託の発展とともに

社会・関係  
資本

当グループは1924年の設立以来、信託の受託者精神に立脚し、時代に合った商品・サービスでお客様のニーズに応じてきました。現在、業界全体の信託財産は1,500兆円を超える水準まで成長しており、当グループもさらなる飛躍に向けて歩みを進めていきます。

■信託財産受託残高※  
出典：信託協会統計資料：全国信託財産調データ  
※国内で信託業務を営む金融機関等の計数の集計



## 信託の歴史と当グループの歩み

<p><b>1900年代</b> 近代信託制度の誕生</p>	<p><b>1950年代</b> 貸付信託の誕生</p>	<p><b>1960年代</b> 年金信託の誕生</p>	<p><b>1980年代</b> 土地信託の誕生</p>	<p><b>1990年代</b> 流動化信託の誕生</p>	<p><b>2000年以降</b> 信託法、信託業法の改正</p>
------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------

日本の信託制度は、英国の制度が明治時代後半に導入されてきました。日本の法律では1900年に日本興業銀行法にて、初めて「信託」という言葉が登場しました。

貸付信託とは、受託者が多数の委託者から金銭を集め、主として貸付や手形割引の方法で企業に長期資金として供給し、そこから得られた利益を受託者に分配するものでした。

年金信託とは、従業員の福利厚生制度の1つであり、企業からその従業員の退職年金給付にあてる資金の管理、運用を目的として受託者が引き受けるものです。

土地信託とは、土地所有者が、土地の管理・運用を受託者に委託し、受託者がビルなどを建て、不動産賃貸料などの収益を受託者に分配するものです。

流動化信託とは、企業が金銭債権・不動産などの資産を委託し、当該資産から生じるキャッシュフローを引当とする受益権を投資家に譲渡して資金調達を行うものです。

長寿化の進展により個人のお客さまの財産管理・承継ニーズが高まり、それに対応する新しい信託によるサービスが開発され、信託はさらに広がりを見せています。

### 社会課題

国民の福利厚生の充実

国民の資産形成

高齢化社会に対応した資産管理

円滑な資産承継

### 提供商品

確定拠出年金信託  
確定給付企業年金信託

投資信託・積立投資  
ファンドラップ・SMA

<100年パスポート>  
おひとりさま信託

安心サポート信託  
遺言信託・遺産整理

### 提供価値

企業年金の受託・運用を通じて、従業員の方の老後の安心・安全、福利厚生の充実に貢献

老後資金に関する不安の高まりに対し、資産形成でお客様のライフプラン設計をサポート

人生100年時代を迎え、将来の認知症や健康不安に備えた資産管理をサポート

次世代への円滑な資産承継に対し、お客さまごとに最適なご提案を実施

